

鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

平成20年4月1日

規則第2号

最終改正 令和6年11月22日

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 被保険者（第2条—第9条）

第3章 給付（第10条—第21条）

第4章 保険料（第22条—第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 被保険者

（資格確認書又は資格情報のお知らせの更新）

第2条 広域連合長は、毎年8月1日に資格確認書又は資格情報のお知らせの更新を行うものとする。

2 広域連合長は、特別の事情があると認めるときは、前項に定める期日を変更することができる。

（資格確認書の交付）

第3条 資格確認書の交付を求める被保険者に対しては、前条第1項に定める日に、その日の属する月から1年間の有効期限の資格確認書を交付するものとする。

（資格情報のお知らせの交付）

第4条 被保険者（資格確認書の交付を受けているものを除く。）に対しては、第2条第1項に定める日に、その日の属する月から1年間の有効期限の資格情報のお知らせを交付するものとする。

(資格確認書の交付申請)

第5条 被保険者は、資格確認書の交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(資格確認書又は資格情報のお知らせの再交付)

第6条 被保険者は、資格確認書又は資格情報のお知らせの再交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(障害認定に関する届出)

第7条 被保険者は、障害認定による被保険者資格を取得し、又は喪失しようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(負担区分等証明書の申請)

第8条 被保険者は、転出の届出に際して、負担区分等の証明書の交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(資格に係る事実記載書面交付申請)

第9条 被保険者は、資格に係る事実を記載した書面の交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要な書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された申請書に対する処分の通知は、広域連合長が別に定める様式によるものとする。

第3章 給付

(療養費及び特別療養費の支給申請)

第10条 被保険者は、療養費及び特別療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に療養に要した費用の額に関する証明書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(移送費の支給申請)

第11条 被保険者は、移送費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に移送を必要とする意見書等を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(特定疾病に係る認定)

第12条 被保険者は、特定疾病に係る認定を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に意見書等を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(特定疾病に係る認定証の再交付)

第13条 被保険者は、特定疾病に係る認定証の再交付を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(月間の高額療養費の支給申請)

第14条 被保険者は、月間の高額療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(年間の高額療養費の支給申請)

第15条 被保険者は、年間の高額療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給申請)

第16条 被保険者は、高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式に必要書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(食事療養等標準負担額の差額支給申請)

第17条 被保険者は、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の差額支給を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。

(基準収入額適用申請)

第18条 被保険者は、一部負担金の負担区分判定における基準収入額の適用を受けようとするときは、広域連合長が別に定める様式を広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長が、当該被保険者が基準収入額の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

2 前項の申請により広域連合長が認定したときは、負担区分を変更するものとする。

(第三者の行為による傷病の届出)

第 19 条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、広域連合長が別に定める様式を速やかに広域連合長に提出しなければならない。

(葬祭費の支給申請)

第 20 条 条例第 2 条第 1 項の規定により葬祭費の支給を受けようとするものは、広域連合長が別に定める様式に死亡を証する書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(傷病手当金の申請)

第 21 条 条例第 2 条の 2 第 1 項の規定により傷病手当金の支給を受けようとするものは、広域連合長が別に定める様式に事業主からの証明書等の書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

第 4 章 保険料

(保険料の額の通知)

第 22 条 条例第 17 条の規定による保険料の額が定まったときは、次に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。ただし、保険料の額に変更があったときは、変更前及び変更後の内容を記載するものとする。

- (1) 被保険者氏名及び被保険者番号
- (2) 保険料額決定年月日
- (3) 当該年度分の保険料額
- (4) 保険料算定の基礎となる数値
- (5) 審査請求及び取消訴訟
- (6) 審査請求先
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他通知に必要な事項

2 条例第 17 条に規定する通知のうち、特別徴収の仮徴収額に関する通知は、次に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。ただし、仮徴収額に変更があったときは、変更前及び変更後の内容を記載するものとする。

- (1) 被保険者氏名及び被保険者番号
- (2) 仮徴収額決定年月日
- (3) 保険料の仮徴収額

(4) 保険料算定の基礎となる数値

(5) 審査請求及び取消訴訟

(6) 審査請求先

(7) 問い合わせ先

(8) その他通知に必要な事項

(保険料の徴収猶予及び減免の基準)

第23条 条例第18条の規定による保険料の徴収猶予及び条例第19条の規定による保険料の減免を行う場合は、鹿児島県後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免に関する規則(平成20年規則第3号)の定めるところによる。

(申告書)

第24条 条例第20条の申告書の様式は、広域連合長が別に定める様式のとおりとする。

(適用範囲)

第25条 保険料の徴収猶予及び減免の運用に当たっては、条例第18条第2項及び第19条第2項の規定による申請により行うものとし、当該事由発生の翌月以後に到来する納期において納付すべき保険料において行うものとする。ただし、特別徴収による保険料については、普通徴収の納期に改めて取り扱うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(被保険者証の有効期限の特例)

2 第3条に規定する被保険者証の有効期限に関し、平成20年4月1日から平成20年7月31日までに交付する被保険者証については、同条の規定にかかわらず有効期限を平成21年7月31日までとする。

3 第3条に規定する被保険者証の有効期限に関し、令和4年8月1日に交付

する被保険者証については、同条の規定にかかわらず有効期限を同年 9 月 30 日とする。

附 則（平成 20 年 9 月 2 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成 22 年 1 月 26 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日より適用する。

附 則（平成 27 年 11 月 24 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日規則第 7 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成 30 年 7 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、平成 30 年 8 月 1 日より施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 10 日規則第 6 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定は、平成 30 年 8 月 1 日より適用する。
- 2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（令和２年４月１７日規則第６号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和２年条例第３号）附則に規定する規則で定める日は、令和５年５月７日とする。

附 則（令和２年９月１７日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年１１月３０日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月１８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年６月２８日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年９月１７日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年１２月１３日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年６月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年９月２７日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年１２月２６日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月２７日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月１８日規則第２号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により、施行の日以後に申請された申請書は、改正後の様式により申請されたものとみなす。

附 則（令和4年3月28日規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月22日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則第13条の2及び同規則第14条の2の規定は、この規則の施行の際現に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けているものが、被保険者証の効力を有するとされた間に再交付を受けようとするときに限り、令和7年7月31日までなおその効力を有する。